

令和5年(ワ)第534号 国家賠償請求事件

原告 池田剛士 外1名

被告 国

上申書

令和7年2月2日

水戸地方裁判所民事第一部3係 御中

原告 池田剛士

中西京子



「第6回口頭弁論調書(令和6年10月1日付け)」及び「第7回口頭弁論調書(令和6年11月12日付け)」に関し、下記のとおり、更正を求める。

(1) 原告らは、第6回口頭弁論期日において、「和解申し立て(令和6年9月13日付け)」の趣旨を明言している。

原告らとの協議の上、訴外日本放送協会が令和6年2月16日にNHK総合『チョコちゃんに叱られる!』で「訂正報道」を実施したこと、ついで訴外一般社団法人全国農業協同組合が同年8月31日に「お詫びと訂正」をJAグループの公式サイト(<https://life.ja-group.jp/information/detail/?id=167>)に掲載したことから、つまり、「相手方ら」のうち2名が本件誤情報の是正を行い、原告らの調停申し立ての所期の目的が達成されたことに免じて、被告に対し、和解を申し立てた、と。

(2) 原告らが第7回口頭弁論期日に「本件訴えを取り下げる。」としたのは、原告らの指示した是正を被告がなした(甲7及び甲8)からであって、「原告らが『弁論終結』を求めた」わけではない。

よって、本弁論終結は、裁判長の職権によるものである。

本弁論終結にあたって、上記「(1)」の「相手方」による訂正ないし是正や、第2回口頭弁論期日以降原告らが再三主張した(是正)事務の原因ないし本件誤情報の存否(令和6年12月12日付け「上申書」)に関して、裁判長は原告らに対し立証や証拠提出を求めなかった。

記

第6回口頭弁論調書：

(変更前)

(空白)

(変更後)

原告ら

「相手方ら」のうち2名（訴外日本放送協会及び訴外一般社団法人全国農業協同組合）が訂正ないし是正し、調停申し立ての所期の目的が達成されたため、和解を申し立てる。

第7回口頭弁論調書：

(変更前)

原告ら

- 1 準備書面5（令和6年10月16日付け）陳述
- 2 本件訴えを取り下げる。

(変更後)

原告ら

- 1 原告らの指示した是正を被告がなした（甲7及び甲8）から、本件訴えを取り下げる。
- 2 準備書面5（令和6年10月16日付け）陳述

以上